

兵庫県公立大学法人総合情報基盤本部規程

(趣旨)

第1条 兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)は、法人が設置・運営する大学(以下「大学」という。)の情報システムの管理運用及び指導等を行うために、兵庫県公立大学法人総合情報基盤本部(以下「本部」という。)を設置する。

(情報システム)

第2条 情報システムとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 学生情報、情報処理教育、ネットワーク(インターネットを含む。)機器、遠隔授業及び図書システム、事務系情報システム等の法人が管理・運営する情報システム(以下「共通情報システム」という。)
- (2) 学生、教職員等が教育研究、管理運営等の目的で独自に設置するシステム(以下「独自システム」という。)

(業務)

第3条 本部は、兵庫県立大学学術総合情報センター及び大学の学術情報館と連携・協力し、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 共通情報システムの基盤システム上での運用に係る立案、導入及び管理に関すること。
- (2) 共通情報システムの基盤システム上での安定的な運用及びセキュリティ維持に関すること。
- (3) 最新の情報処理技術及びセキュリティ技術の研究開発及び導入に関すること。
- (4) 独自システムの管理運用に係る助言及び指導に関すること。
- (5) 共通情報システムの利用者に対する情報モラル等の研修、指導、啓発等に関すること。
- (6) インターネット接続に関すること。
- (7) 大学情報システムに係る個人情報の保護に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本部の運営に関すること。

2 共通情報システムの管理運用については、別に定める。

(最高情報責任者(CIO))

第4条 本部に、最高情報責任者(CIO)を置く。

- 2 最高情報責任者(CIO)は、兵庫県立大学学術総合情報センターを担当する理事をもって充てる。
- 3 最高情報責任者(CIO)は、本部の業務を掌理する。

(副最高情報責任者(副CIO))

第5条 本部に、副最高情報責任者(副CIO)を置く。

- 2 副最高情報責任者(副CIO)は、最高情報責任者(CIO)の指名に基づき、理事長が任命する。
- 3 副最高情報責任者(副CIO)は、最高情報責任者(CIO)の職務を補佐し、最高情報責任者(CIO)に事

故あるときは、その職務を代理する。

(最高情報責任者補佐 (CIO 補佐))

第5条 本部に、最高情報責任者補佐 (CIO 補佐) を置く。

- 2 最高情報責任者補佐 (CIO 補佐) は、最高情報責任者 (CIO) の指名に基づき、理事長が任命する。
- 3 最高情報責任者補佐 (CIO 補佐) は、最高情報責任者 (CIO) の職務を補佐する。

(総合情報基盤本部運営委員会)

第6条 本部の運営に係る重要事項について審議するため、本部運営委員会 (以下「運営委員会」という。) を置く。運営委員会に諮る重要事項は、最高情報責任者 (CIO)、副最高情報責任者 (副 CIO)、最高情報責任者補佐 (CIO 補佐) 及び法人事務局情報システム担当部長で協議して決める。

- 2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。